

「三木町ふるさと思いやり寄附金」活用事業（令和3年度版）

三木町ふれあいふるさと基金の設置管理及び処分に関する条例に基づき、「三木町ふれあいふるさと基金」に積立てた寄附金（～令和4年3月）につきましては、寄附していただいた方の意向を踏まえ、以下の重点取組事業の財源として活用させていただきました。

充当総額：358,384千円

国立大学法人香川大学との包括的連携



事業費

1,270千円

充当額

1,270千円

レアシュガースウィート（希少糖含有シロップ）を選んだ人の寄附金総額の1/2を町が香川大学へ寄附し、両者が連携して地方創生・教育研究・健康づくりなどを進める経費とさせていただきました。

幼稚園・小学校・中学校の図書購入事業



事業費

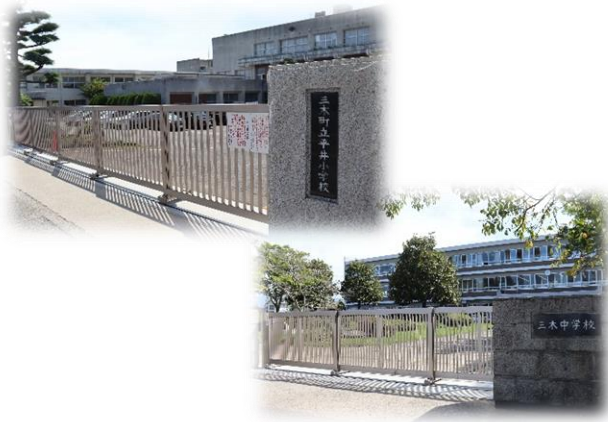
2,163千円

充当額

2,163千円

三木町には、小学校4校と中学校1校、町立幼稚園4園があります。子どもたち一人ひとりが、自分の夢や目標に向かってチャレンジするたくましい人間に育つよう、図書の充実を図りました。

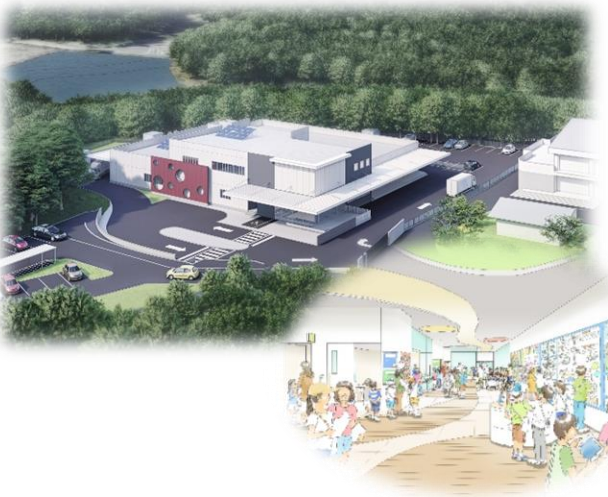
小学校・中学校の学校門扉整備事業



事業費	充当額
17,869千円	17,869千円

子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、町内の小学校4校と中学校1校の老朽化した門扉の改修に活用させていただきました。

小学校の学校給食施設等整備事業



事業費	充当額
10,877千円	10,000千円

小学校4校の給食場の老朽化に伴う、給食センターの整備に向けて、実施設計や平面測量等の委託料に活用させていただきました。

ふれあいふるさと事業～三木町まち・ひと・しごと創生～



事業費	充当額
327,082千円	327,082千円

本事業は、本町における地方創生の起爆剤となる事業であり、全国から頂いた寄附金全てに共通する、本町への地方創生・地域振興の一部へと活用させていただきました。(返礼品等)

「三木町ふるさと思いやり寄附金」活用に係る
事業区分ごとの寄附金の積立額

寄附金については、寄附していただいた方の意向を踏まえ、重点取組事業の財源として活用させていただいております。今後、それぞれの事業区分ごとに活用できる額は次のとおりです。

令和4年3月31日現在

三木町ふるさと思いやり寄附条例（抄）

第1条 この条例は、三木町を愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄附を行う者（以下「寄附者」という。）を募り、その寄附金を財源として寄附者の意向を反映させた各種事業を行うことによって、個性豊かで活力あるまちづくりに資することを目的とする。

第2条 前条に規定する寄附者の意向を反映させた各種事業を具体化するための事業区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自然環境及び地域景観の保全並びに活用に関する事業
- (2) 少子高齢化対策に関する事業
- (3) 教育環境整備及び青少年の健全育成に関する事業
- (4) 安心・安全で住みよいまちづくりに関する事業
- (5) スポーツ、芸術及び文化の振興に関する事業
- (6) 観光資源の開発及び伝統行事の伝承に関する事業
- (7) 農山村振興対策に関する事業
- (8) その他目的達成のために町長が必要と認める事業

(1) 自然環境及び地域景観の保全並びに活用に関する事業	209,740千円
(2) 少子高齢化対策に関する事業	504,027千円
(3) 教育環境整備及び青少年の健全育成に関する事業	136,855千円
(4) 安心・安全で住みよいまちづくりに関する事業	66,574千円
(5) スポーツ、芸術及び文化の振興に関する事業	49,192千円
(6) 観光資源の開発及び伝統行事の伝承に関する事業	46,980千円
(7) 農山村振興対策に関する事業	60,325千円
(8) その他目的達成のために町長が必要と認める事業	635,742千円
合 計	1,709,435千円